

三次市国保特定健康診査データ分析及び受診勧奨業務
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

三次市国民健康保険が実施する特定健康診査の受診率向上に関する業務委託を実施するに当たり、公募型プロポーザル方式により、本業務に最も適した事業者を選定する。

2 業務の概要

- (1) 業務名称 三次市国保特定健康診査データ分析及び受診勧奨業務
- (2) 業務内容 「三次市国保特定健康診査データ分析及び受診勧奨業務委託仕様書（別紙1）」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 履行期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで。

ただし、受注者が法令や要綱等を遵守しない場合などにおいては、契約を解除することがある。

3 業務委託料（契約上限額）

29,500千円（消費税及び地方消費税を含む）

4 参加資格要件

本業務に参加できる者は、本事業公告から受託候補者の選定までの間において、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 三次市の競争入札参加資格者名簿（業種：役務の提供）に登載されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと（会社更生法に基づく更生手続き開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続き開始の決定があった場合を除く。）。
- (4) 三次市暴力団排除条例（平成23年7月1日条例第18号）第6条の規定により排除措置を受けていないこと。
- (5) この公示の日から契約までの間のいずれの日においても、三次市の指名除外措置を受けていないこと。
- (6) 法人税，所得税，消費税及び地方消費税並びに市税の滞納がないこと。
- (7) 三次市と同等程度規模以上の自治体（特定健康診査対象者数5,000名以

上) で、直近 3 年間 (令和 3 年度～令和 5 年度) において三次市国保特定健康診査データ分析及び受診勧奨業務と同様の業務を完了した実績があり、受診率向上の実績があること。

(8) その他、市長が必要と認める事項。

5 募集について

(1) 担当課 (書類提出及び問い合わせ先)

三次市福祉保健部健康推進課健康企画係

〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目 8 番 1 号

電話 0824-62-6232 F A X 0824-62-6382

E-mail kenko@city.miyoshi.hiroshima.jp

(2) 実施要領等の配布

三次市ホームページからダウンロードすること (個別配布は行わない。)

6 選考スケジュール

内 容	期 日
参加募集開始	令和 7 年 2 月 3 日 (月)
質問受付期限	令和 7 年 2 月 7 日 (金)
質問回答日	令和 7 年 2 月 1 2 日 (水) ※随時
参加意向申出書提出期限	令和 7 年 2 月 1 7 日 (月)
参加意向申出書確認通知	令和 7 年 2 月 1 8 日 (火)
企画提案書提出期限	令和 7 年 2 月 2 6 日 (水)
ヒアリング・審査委員会	令和 7 年 2 月 2 8 日 (金)
受託候補者選考結果通知	令和 7 年 3 月 7 日 (金)
契約締結	令和 7 年 3 月 3 1 日 (月)
運用開始	令和 7 年 4 月 1 日 (火)

7 実施要領に関する質問の受付及び回答

(1) 質問書の提出

質問は、質問書 (様式第 1 号) により、電子メールで担当課へ提出することとし、電子メール以外 (電話や F A X 等) での質問は受け付けない。提出にあたっては、質問書が担当課に到達していることを電話により速やかに確認すること。

(2) 質問の受付期間

令和7年2月3日（月）から2月7日（金）午後5時まで（必着）

(3) 質問に対する回答

本プロポーザル参加資格を有する者からの質問については、令和7年2月12日（水）までに、三次市ホームページにおいて随時回答する。ただし、質問又は回答の内容が、競争上の地位その他利害を害するおそれがあるもの、質問者の具体の提案内容に密接に係るものについては、当該質問者に対してのみ回答する。

8 参加意向申出書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次の書類を提出するものとする。なお、共同事業体で参加する場合は、イからオの書類は全ての構成員分を提出すること。

(1) 提出書類

ア 参加意向申出書（様式第2号）

イ 会社等の概要がわかる資料（パンフレット等任意様式）

(2) 提出期間

令和7年2月13日（木）から令和7年2月17日（月）午後5時まで（必着）

(3) 提出方法

「5(1)担当課」へ電子メール（ファイル転送ツール含む）、郵送、持参のいずれかの方法により提出すること。

※電子データの容量が8MB以上になる場合は、ファイル転送ツール（三次市ファイル便）を使用すること。その場合は、事前に担当課に申し出ること。

※郵送は、一般書留、簡易書留、レターパック等、追跡サービスにより配達状況確認が可能な方法に限る。

※持参による受付は、土日・祝日を除く午前8時30分から午後5時までとする。

(4) 中途の参加辞退

参加意向申出書提出後に参加を辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届（様式第3号）に記入のうえ、電子メールで担当課へ提出すること。

9 参加意向申出書の確認通知

令和7年2月18日（火）までに、参加資格審査結果通知書により、参加意向申出書に記載された連絡先に電子メールで通知する。

1 0 説明会について

本選考にかかる説明会は開催しない。

1 1 企画提案書等の提出

参加意向申出書を提出し、このプロポーザルに参加する者は、次に掲げる書類を提出すること。

(1) 提出書類及び様式

ア 提案書（様式第4号）

イ 企画提案書（本文）

本実施要領のほか、仕様書及び「三次市国保特定健康診査データ分析及び受診勧奨業務プロポーザル評価基準（別紙2）」（以下「評価基準」という。）を参考に提案すること。

- ・ A4判30枚以内（縦横不問）とする。図表などはA3判も可能とするが、A4判2枚とみなす。
- ・ 表紙・目次以外の各ページにページ番号を付与すること。
- ・ 文字サイズは、11ポイント以上とすること。
- ・ 提案者が特定できる標記やマーク等は記入しないこと。

ウ 業務実施体制調書（様式第5号）

エ 参考見積書（A4縦 任意様式）

オ 業務実績調書（様式第6号）

カ 業務スケジュール（A4縦横不問 任意様式）

仕様書を踏まえ、本業務履行期間内の具体的なスケジュールを記載すること。また、本業務の進め方、進行管理、遅延対策等を示すこと。

(2) 提出部数

PDF形式の電子データ1部（提出書類一式を提出、押印不要）

※提出書類すべてを一つにまとめず、各々のPDFファイルを作成すること。

(3) 提出方法

「5(1)担当課」宛てに、電子メール又は三次市が指定するファイル転送ツール（三次市ファイル便）で送付すること。

※電子データの容量が8MB以上になる場合は、ファイル転送ツール（三次市ファイル便）を使用すること。その場合は、事前に担当課に申し出ること。

(4) 提出先

「5(1)担当課」に同じ

(5) 提出期限

令和7年2月26日（水）午後5時必着

1.2 企画提案書等の審査

提出された企画提案書等について、市が設置する「三次市国保特定健康診査データ分析及び受診勧奨業務プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）」で審査を行う。審査は書類審査及びヒアリングによって行う。

(1) 審査の実施

ア 実施期間

書面審査 令和7年2月27日（木）から2月28日（金）まで

ヒアリング 日時：令和7年2月28日（金）午後1時30分から

会場：三次市役所本館3階会議室

※ヒアリングについての詳細は、追って通知する。

イ 実施方法

提出された11(1)イからカの資料及びヒアリングについて、採点基準に基づき、審査委員会委員による審査を行う。

(2) プロポーザル審査委員会の開催

ア 開催日

令和7年2月28日（金）

イ 開催内容

各審査委員会委員が採点基準に基づいて採点し、評価点の合計が高い順に、本業務の受託候補者1者、次点委託候補者1者を特定する。

※最高得点者が複数いる場合には、審査委員会の決するところによる。

※評価点の合計が6割に満たない場合は、受託候補者にならない。

※提案者が1者の場合においても審査を実施し、受託候補者として適していると判断した場合は、その提案者を受託候補者として特定する。

ウ 受託候補者選考結果通知

令和7年3月7日（金）午後5時までに、企画提案書提出者全員に対し、電子メールにより通知する。

(3) 選考結果の公表

選考結果については、三次市ホームページに掲載する。ただし、選考にかかる経過については、一切公表しない。

1.3 失格事項

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加意向申出書を提出した後、提出期限内に企画提案書等を提出しない場合
- (2) 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 契約締結までの間に、本プロポーザルの参加資格に記載した条件を満たさなくなった場合
- (5) 3の業務委託料の上限を超過した参考見積書を提出した場合

1.4 契約に関する基本的事項

市は、受託候補者と提案内容を基に業務内容及び委託料について協議を行い、仕様書の内容を確定した後に見積書を徴し、予算の範囲内で委託契約を締結するものとする。なお、受託候補者と契約が締結できなかつた場合又は失格要件に該当すると認められた場合は、次点者を相手方として契約交渉を行うものとする。

1.5 その他の留意事項

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出書類等に係る費用は提案者の負担とする。
- (3) 参加意向申出書及び企画提案書の提出は、1者につき1申請とする。
- (4) 提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は認めない。
- (5) 三次市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、委託業者の企画提案書及び審査結果の平均点数を公表するものとする。
- (6) 参加意向申出書の提出者が無い場合は、本プロポーザルを取りやめる。
取りやめる場合は、三次市ホームページに掲載し公表することとする。
- (7) 参加意向申出書の提出者が1者の場合は、審査委員会において審査し、適正と認められる場合は受託候補者として選定することとする。
- (8) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力等により、事業計画の変更又は中止をする場合がある。この場合、参加者に対して市は一切の責任を負わないものとする。